令和3年第4回鬼北町議会定例会

令和3年12月9日(木曜日)

○議事日程

令和3年12月9日午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第95号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

7

日 程 第 7 議案第96号 鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第8 議案第97号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第98号 工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事

業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事)の締結

について

日程第10 議案第99号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)について

日程第11 議案第100号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2

号) について

日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に

ついて

日程第13 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい

7

日程第14 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

日程第16 議案第101号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正

する条例について

日程第17 議案第102号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の

一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第6 議案第95号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て

日 程 第 7 議案第96号 鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につ いて

日程第8 議案第97号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第98号 工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事

業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事)の締結

について

日程第10 議案第99号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)について

日程第11 議案第100号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2

号) について

日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に

ついて

日程第13 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい

7

日程第14 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

日程第16 議案第101号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正

する条例について

日程第17 議案第102号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の

一部を改正する条例について

○出席議員(10名)

1番 坂 本 一 仁 3番 髙 橋 聖 子

4番 中 山 定 則 5番 末 廣 啓

6番 山 本 博 士 7番 松 下 純 次

9番程内 覺 10番松浦 司

11番 赤 松 俊 二 12番 芝 照 雄

○欠席議員(2名)

2番 兵 頭 8番 福 原 良 夫

○議会事務局

議会事務局長都浩明書記鶴井留美

○説明のため出席した者

副 町 長井上建 町 長 兵 頭 誠 亀 司 企画振興課長二 宮 浩 総務財政課長補佐 奥 藤 幸 利 危機管理課長水 野 博 光 町民生活課長那 須 周 造 保健介護課長芝 環境保全課長森 明 達雄 農林 課 長 松 本 秀 治 建設課長上 司 田 水 道 課 長 上 田 司 日 吉 支 所 長 山 本 雄 大 会計管理者古 谷 忠 志 教 育 長 松 浦 秀樹 教 育 課 長 谷 口浩司 農業委員会会長 川 平 定計 農業委員会事務局長 松 本 秀 治 代表監查委員上甲康夫

○副議長(赤松俊二君)

起立。

礼。

○議長(芝 照雄君)

改めて、おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長(芝 照雄君)

町長から招集の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

改めて、おはようございます。

令和3年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

師走を迎え、随分と気温も下がり、冬の訪れを感じるようになりました。

新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染が世界に広がり、市中感染まで確認されました。国内においても、直ちに水際対策が強化されましたが、国内で感染者が確認される状況となりました。

本町でも、これから3回目のワクチン接種を医療従事者から順次進めていく作業に 取りかかっております。

年末年始に向けて帰省等で第6波への危険性や季節性インフルエンザと同時流行が 懸念されることから、町民が安心・安全な年末年始が迎えられますよう、引き続き、 国・県及び関係機関と連携しながら、さらなる感染防止対策の徹底を呼びかけてまい りますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の定例会には、議案8件を提案いたしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたしまして、令和3年第4回鬼北 町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長(芝 照雄君)

報告があります。

福原議員と兵頭議員から、欠席する旨、届出を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました議事日程に、日程第16及び日程第17を加 えた本日配付の議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、髙橋聖子議員、4番、中山定則議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月9日、1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日12月9日、1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校 給食センター、学校給食共同調理場及び総務財政課の所管に係る定期監査、並びに同 法第235条の2第3項の規定により、令和3年8月分、9月分及び10月分に関す る例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手 元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。 別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、11月11日から12日の2日間、総務産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会及び予算常任委員会が、合同で、愛南町、高知県宿毛市及び四万十町へ視察調査に行ったので、髙橋聖子厚生文教常任委員会委員長から、議員派遣報告を受けます。

○厚生文教常任委員会委員長(髙橋聖子君)

令和3年度常任委員会合同視察調査への議員派遣について報告いたします。

令和3年11月11日から12日の2日間、四万十町、宿毛市、愛南町におきまして行政視察を行いました。

近永駅よりJR予土線沿いを高知県に入り、道の駅四万十とおわ、海洋堂かっぱ館 及び道の駅四万十大正、並びに土佐くろしお鉄道の中村駅を視察しました。

海洋堂かっぱ館では、かっぱをテーマとする約1,300点のフィギュア作品が展示されており、クオリティーの高い作品が多く、鬼の造形物にも出展されている方もたくさんおられ、鬼北町とのつながりを感じました。今後も、観光資源として予土線の有効性を模索していきたいと思います。

高知県宿毛市では、木質バイオマス発電所及び木質ペレット製造所の視察調査を行いました。地域内の森林を資源として管理活用し、その生産性を利用することで、永続的な供給を生み出そうとする木質バイオマス事業への取組、燃料の確保の現状、電力供給量、ボイラーの種類、メリット・デメリットなど細かいところまで詳しく説明していただきました。木質バイオマス発電が、地域の森林資源の有効活用と林業や関連産業の基盤構築及び振興に資する位置づけになれるよう、引き続き調査を継続していきたいと思います。

愛南町では、令和元年6月より、タブレット端末を本格導入した愛南町議会を視察いたしました。愛媛県議会をはじめ、県内市町でもICT化が進んでおります。タブレット端末など情報通信端末の普及により、住民生活や様々な分野でICTが活用されている現状を踏まえ、将来的には、情報通信端末の導入は必要であると思います。鬼北町議会でもICT化に向け、引き続きタブレット操作研修や調査をしていきたいと思います。

以上で、常任委員会合同視察調査の議員派遣報告を終わります。

○議長(芝 照雄君)

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、 各課長及び総務財政課課長補佐の出席を求めております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、9月議会定例会以降の行動状況 を提示いたしております。 11月8日、鬼北町におけるDX推進に関する連携協定を締結いたしました。

国においては、本年9月にデジタル庁が創設され、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXプランを普及推進する方向性が示され、愛媛県でも、国に先駆けて、デジタルシフト推進課を設置し、いち早く、県と市町DX推進会議を創設し、県下全域において強力に推進することを宣言したところであります。

しかし、それぞれの市町では、行政サービスとして、DXプランの進捗率に差異があること、また、DX人材の確保が困難であることなどが課題であります。

このような中で、鬼北町においても、このDX人材不足と情報収集能力では、先進地との格差が生じていることをしっかりと自覚し、課題解決に向け、様々な角度からDX戦略としての行政サービスを展開できるよう、民間との連携協定を締結したところであります。

相手方は、株式会社伊予銀行、株式会社伊予銀行地域経済研究センター、株式会社 NTTドコモ四国支社と鬼北町の4者協定となります。

いよぎんには、地場産業との連携推進、いよぎん地域経済研究センターには、事業全体のプロジェクトマネジメントを、NTTドコモには、DX推進支援及びデジタル人材の派遣に携わっていただくことになります。それぞれ保有する知的、人的資源を活用し、相互に連携及び協力することにより、鬼北町のDXを推進し、地域活力に満ちた町の実現に努力してまいります。

日にちは前後しますが、10月29日、広見中学校50周年記念式典が開催され、コロナ禍により規模縮小する中、議長とともに参加いたしました。

翌日30日には、記念文化祭が開催され、数か月間、愛大ダンス部の学生さんの指導の下、広中生徒有志とコラボをしたダンスを披露してくれました。

皆の前で踊っているという恥ずかしさは一切感じられず、楽しさあふれるパフォーマンスに圧倒されました。自分自身で考え、体全体を見てもらいながら人を感動させるという自己主張する行動が素直にできたことがすばらしい効果であったと思っております。今後も愛大連携活動として続けたいと思っております。

11月には、3度上京し、様々な要望活動、陳情に参加してまいりました。

11日、災害復旧事業促進全国大会、12日、治水事業促進全国大会、18日、全国治水砂防促進大会、25日、林道治山整備の強化拡大要望活動などであります。

陳情要望活動の詳細は別としまして、多くの市町村理事者などが、国交省や農林省、 議員会館などに出向き、大行列の中、地元の課題を訴える毎日でありました。

その中で、24日に開催された全国治山林道コンクールでは、愛媛県から4業者が

表彰され、その中に、鬼北町林道久保川線を施工した合名会社松浦土建が全国林道治 山協会長表彰を受賞されましたので、お喜びを申し添えます。

最後に、12月6日、予土線活用促進連絡協議会の愛媛県3市町と高知県2市町の 市長、町長など理事者、担当部長、課長が鬼北町に集合し、予土線の存続維持につい て情報交換をいたしました。

現在のイベント等による集客活動やイメージアップ事業について、沿線住民への啓発や、JRへの地域活動アピールという一定の効果があったものの、一過性の状況は否めませんが、これから先、各市町の観光地や特産品などの地域資源や、予土線そのものの価値のみならず、地域に暮らす人々の人間模様や、誇りに満ちた地域行事、都会では発見できない田舎特有の風土などを観光コンテンツとしてエリア全体でまちづくり団体として取り組むことも必要な時期に来ており、国・県の主導の下、新たな組織設立による本格的な事業展開を計画してはどうかという方向性を確認したところであります。

そのほか、事業、会議について省略いたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長(芝 照雄君)

これで行政報告は終わります。

日程第5、一般質問を行います。 今回の定例会には、末廣啓議員。 しばらく休憩します。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時15分

○議長(芝 照雄君)

会議を再開します。

今回の定例会には、末廣啓議員、兵頭稔議員、中山定則議員の3名から質問の通告がありましたが、兵頭稔議員は、本日欠席しておりますので、鬼北町議会会議規則第61条第4項の規定に基づき、その通告の効力を失いました。

よって、兵頭稔議員の質問は行わず、2名の一般質問の発言を許可します。

まず、5番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1について質問を行ってください。

○5番(末廣 啓君)

議席番号5番、末廣啓でございます。

一般質問通告書のとおり、1件、一問一答方式で質問を行います。

質問1、鬼北農業の担い手について質問します。

全国的に農業の担い手不足が言われている中、鬼北町においても、同様の厳しい現実が見られます。このまま現状を放置すれば、耕作放棄地が増えるばかりか、町の基幹産業の衰退は目に見えています。農業を志す若者の意欲が高まり、持続可能な生業としての農業の姿が求められておりますが、今後、どのように考えておられるか、下記のことについて問う。

- (1) 認定農業者の人数は現在何人か。
- (2) 担い手農家への支援施策はどのようなものがあるのか。
- (3) 現状の支援施策で十分なのか。
- (4) 鬼北町農業公社の農業研修生の現状はどうなのか。
- (5) 鬼北町農業公社の受託面積、受託内容の現状を問う。
- (6) 各地域で農地を受託されている個人の農家があるが、その受託農家軒数を把握しているのか。受託面積はどれぐらいなのか。
- (7) 農地を受託し、高額な農業機械を購入し頑張っておられる農家に対し、機械 購入の支援とか、または機械を町が購入し貸し出す方法とか考えられるが、その考え はないか。
- (8)米・野菜等、生産した後の消費ルートはどのような状況か。サポートはできているのか。

以上8点問います。よろしくお願いします。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、末廣啓議員の鬼北農業の担い手についての御質問にお答えをいたします。 まず、1点目の認定農業者の人数は現在何人かとの御質問でありますが、現在の認 定農業者数は64人であります。

次に、2点目の担い手農家への支援施策はどのようなものがあるかとの御質問ですが、令和3年度に予算計上して事業実施している支援施策は、認定農業者が集落内の

農地集積などにより、地域農業の維持・発展するために必要な農業機械・営農用施設 を導入する経費について、県2分の1以内、町4分の1以内で補助する認定農業者経 営発展支援事業。

そして、担い手などが農地の集積を図り、効率よい作業が可能となるよう水田農業に係る機械等の整備を図るために必要な経費に対して、県3分の1以内、町6分の1 以内で補助する水田農業生産力強化支援事業。

次に、効率的かつ安定的な農業経営を実施するため、担い手の育成等を図る認定農業者協議会育成事業。

次に、担い手育成のために新規就農直後の所得を確保する新規就農総合支援事業。 そして、関係機関が一体となり、担い手の確保・育成等の活動を行う担い手アクションサポート事業。

担い手を含む農家への支援として、柵などの設置に係る鳥獣害防止関係補助事業。 果樹の苗木の購入経費を支援する果樹生産安定対策事業。

園芸施設資材等購入経費を補助する地産地消推進事業。

町内の堆肥等を購入する経費に補助する耕畜連携有機上づくり事業。

和牛生産農家が優良精液の種つけをする経費の補助で和牛生産振興事業。

養豚農家が系統増殖の優良豚及び優良精液の購入経費に補助する養豚経営体質強化 事業。

酪農家の経営環境を整備する南予酪農ヘルパー利用組合育成事業。

畜産農家の防疫用薬品等購入経費に補助する畜産防疫対策事業。

最後に、鬼北町へ移住する農業就業者への支援として、認定農業者のうち、法人に対し、就業・定住・家賃支援金を補助する農業就業者支援事業などがあります。

次に、3点目の現状の支援施策で十分なのかとの御質問でありますが、担い手の育成や担い手の経営を安定させるための支援策については、国・県の補助事業を活用するとともに、担い手等から要望も聞き取り、町単独事業で対応できるものにつきましては、できる限り財源を確保し、具現化してまいりたいと考えております。

次に、4点目の鬼北町農業公社の研修生の現状はとの御質問でありますが、現在20代と50代の2名が研修生として活動しております。

次に、5点目の鬼北町農業公社の受託面積、受託内容の現状を問うとの御質問でありますが、令和2年度の農作業受託として、耕起が4へクタール、代掻きが3.4~クタール、田植え20.6~クタール、稲刈り25.4~クタール、防除154.8~クタールで、合計208.2~クタールとなっており、そのほか、飼料用稲の収穫支

援が6~クタール、あぜ塗が3,723メートルの実績となっております。

次に、6点目の各地域で農地を受託されている個人の農家があるが、その受託農家 軒数を把握しているか、受託面積はどれくらいかとの御質問でありますが、令和3年 11月現在、個人で賃貸借等により農地を借りて農業を行っている農家軒数は、27 0軒であります。また、受託面積は、約199ヘクタールであります。

次に、7点目の農地を受託し、高額な農業機械を購入し頑張っておられる農家に対し、機械購入の支援とか、または機械を町が購入し貸し出す方法とか考えられるが、その考えはないかとの御質問でありますが、2番目の御質問で答弁いたしました、認定農業者経営発展支援事業において、今年度、園芸ハウスの自動噴霧機器等一式、ハウス設備工事一式、潅水自動化工事一式、育苗システム資材一式、野菜収穫機械一式、堆肥散布機械一式の購入・整備経費の支援をするとともに、水田農業生産力強化支援事業において、トラクター1台、田植之機1台等、認定農業者に対しまして、購入等の支援をいたしております。また、農業機械を町が購入して貸し出すことにつきましては、担い手の方々は、耕作面積も広く、農業機械を自分の農作業の計画どおりに使用できない場合は、作業効率に支障を来す可能性があります。また、機械の貸し出しによるデメリットとしては、使用時間が集中することや、運搬車両の問題、農地の条件により使用する機械の大きさも一律ではないなど課題も多くありますので、現行どおり補助事業を有効活用することで、支援してまいりたいと考えております。

次に、8点目の米、野菜等、生産した後の消費ルートはどのような状況か、サポートはできているのかとの御質問でありますが、農家のほとんどは、JAや道の駅へ出荷しており、一部の農家さんに限り、個別ルートでの販売となっております。また、そのサポートにつきましては、JA、道の駅等への補助支援により間接的なサポートを実施しております。

今後とも、引き続き、国・県・JA等農業関係団体と密接に連絡を取りながら、各種の施策を着実に実行することにより、担い手農家の育成、支援を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、末廣啓議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、質問1、(1)について再質問ありますか。

○5番(末廣 啓君)

認定農業者の人数は64人ということで今お話を聞きましたが、平均年齢は何歳なのか。また、稲作農家と野菜農家、その他あろうかと思いますけども、その割合はど

れぐらいなのか問います。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長から答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

認定農業者のうち、平均年齢はちょっと把握しておりませんが、各年齢ごとの年につきましては、39歳までが10名、40歳から45歳が5名、46歳から49歳が1名、50歳から59歳が5名、60歳から69歳が27名、70歳から79歳が12名、80歳以上が4名と。

○5番(末廣 啓君)

ゆっくり。

○農林課長(松本秀治君)

はい。では最初から、39歳までが10名、40歳から45歳が5名、46歳から49歳が1名、50歳から59歳が5名、60歳から69歳が27名、70歳から79歳が12名、80歳以上が4名となっております。

各種稲作農家とか、そういったものにつきましては、畜産関係の方が10名おられますので、そのほかの方は稲作、または園芸といったような形になるんではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

今お話を聞きましたら、60から69歳が27名、70歳から79歳が12名、8 0歳以上も4名おられるということなんですけども、稲作とか、野菜農家に限らない ということなんですが、かなり高齢化しているように思います。

認定農業者の数は、増加傾向にあるのか、または、減少傾向にあるのかを問います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長 (兵頭誠亀君)

農林課長から説明があります。

○農林課長(松本秀治君)

前年度までは大体横ばいだったんですが、今年度6名増えまして、若干増えております。

町のいろんな施策にも研修生とか、新規認定就農者とか、そういった方々が少しず つではありますけど、認定農業者になっていただくということで、今のところは少し 伸びているという状況であります。

以上です。

○議長(芝 照雄君)末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君) はい。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、質問1、(2)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)

支援施策は、いろいろと事業、支援事業、いろいろ稲作、野菜に限らず養豚、和牛、 多岐にわたって施策があるようですが、認定農業者が農業機械を購入するときの補助 金の限度額はあるのかどうかお伺いします。

○議長(芝 照雄君) 答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君) 農林課長から答弁があります。

○農林課長(松本秀治君)

現在行っております最初に言いました、認定農業者の経営発展支援事業とか、水田 農業生産力強化支援事業、これにつきましては、県の補助をいただいてやっておりま すので、県のある程度割当て内示がないと、全部の方にということになりませんので、 ある程度の限度というのがあります。なるべく県のほうには要望しまして、割当て内 示を多くいただいて、この後にも1件、補正でも上げるんですけど、県のほうで入札 等の減があって、お金が回るようになれば積極的に受け入れて、機械とかそういった ものの購入に充てていきたいというふうに思っております。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)補正のほうが。

○議長(芝 照雄君) しばらく休憩します。 再開 午前 9時35分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

末廣議員、質問1、(3)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)
ありません。

○議長(芝 照雄君)

質問1、(4)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)

先日、議員の町有施設の視察で鬼北町農業公社も視察させてもらいました。鬼北の 農業公社は、平成9年に旧広見町農業公社として設立されておりますが、農業研修制 度はいつから始められたのか、ちょっと研修受入人数が、視察のときに15名という ことをお聞きしたんですけども、平成9年に設立されてから、もう二十何年経ちます けども、15名というのは、ちょっと少ないんじゃなかろうかなと思いますけども、 どうなんでしょうか。

- ○議長(芝 照雄君) 答弁を求めます。
- ○町長(兵頭誠亀君)
 農林課長が答弁をいたします。
- ○農林課長(松本秀治君)

研修生につきましては、一番最初に研修に来られた方が、平成11年4月になります。その後は、ずっと15名の方を受け入れているわけなんですけど、大体1名から2名というような感じで、農業公社との受入れの体制もありますので、実施しておりますが、少ないと言われればそうかもしれませんけど、他の市町に比べれば、この農業研修生という実績については、もうかなりの実績を残しているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

先の研修の折に、15名受け入れられて、2名が途中辞退されているとお聞きしま した。この辞退された理由は何なのかを問います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

1名の方につきましては、農業をずっとされて、そういった就農したいという気持ちはあったんですけど、農業団体のところで働くということで、今も農業関係のほうには従事されております。1名の方につきましては、研修をずっと続けておられたんですけど、途中からちょっと研修のほうがつらくなったのかどうか分かりませんけど、ちょっとなかなか研修のほうに来ていただけなかったということで、途中で辞めていただいたという状況であります。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

いろいろ理由はあろうかと思いますけども、今後も辞退されるようなことがあった ら、原因を突き詰めて進めていっていただきたいと思いますが、研修修了者のうち、 10名の方々が農業を継続されているようですが、どれぐらいの規模でされているの か分かればお聞きしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

規模的に言いますと、まだなかなか大規模という方は少ないんですけど、その中でも、認定農業者等になられる方も数名おりますので、少しずつではありますけど、規模拡大してということで頑張っていただいておるんではないかなというふうに思っております。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

その中には、家庭菜園ぐらいの方もおられますか。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

家庭菜園というものが。例えば販売農家みたいに30アール以上とか、50万以上 の売上げとかいうことになろうかと思うんですけども、ほとんどの方は、もうちゃん と認定農業者とか、そういった農業のほうで収入を得られてますので、家庭菜園とい う方は、ほとんどおられないのではないかなというふうに思っております。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

了解しました。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、質問1、(5)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)

農業公社のほうで農業機械を大分揃えられておったようなんですけども、今ほど話を聞きますと、田植えとかが20~クタール余り、稲刈りで25~クタール余りということで、公社としては、受託面積が少ないように思うんですけども、多分これぐらいやったら認定農業者の方でもされておるところはあると思うんですけども、受託目標、これだけはしたいという、請け負いたいという目標があろうかと思いますけども、その受託目標は達成できているのかどうかお聞きしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長から答弁させますけども、農業公社の受託面積をノルマとして達成せないかんというような考え方、ちょっと私は違うんですけども、やはり農業公社の設立の目的というのは、やはり今言われました認定農業者で土地活用型といいますか、稲作農家であればその方がより規模を拡大することを、そういうような農家を増やすことが一番の目的でありまして、そこの部分については、議員さんと同じです。

ただ、そこの部分でどうしてもできない部分、認定農家さんがいられない地域とか、 そういうところについて、最後の砦として農業公社があるという考えについては、昔 も今も変わってないんじゃないかと思うんです。

ただ、経営として職員を雇っているわけですから、経営として、今議員さんが言われました、ノルマという考え方についても、一部その分はあるんじゃないかと思うんですけども、考え方として、ここを無制限に伸ばすというよりも、ここはどうしても

難しい方が、ここに頼んでもらって、基本的には、それぞれ各地域の認定農業者さんのほうに頼んでもらうのが一番いい形じゃないかと私は思うんですけども、それも含めて、農林課長のほうから答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

今町長のほうの答弁がありましたが、もともと農業公社のほうが、鬼北町の優良農地を守るということで、できなくなったところを農業公社のほうで受けると。ただ、農業公社が受けましても、地元の認定農業者ですとか、そういった方々がやれるところがあれば、また再委託ということで、新たに認定農業者の方がやっていただくということで、地域の農地を守るということが目標ではあるんですけど、いくらするというような目標というのは、できれば農業公社の面積が減って、認定農業者の方にどんどん回っていったほうがいいというふうに思ってますので、そういった意味で、面積の目標等はありません。

ただ、ほかに園芸でイチゴですとか、また、キジとかもやってますので、ある程度 そういったところでは、営利的なことも考えないといけませんので、そういったとこ ろの目標というのは、ある程度設定しまして、今後、取り組んでいかなければならな いのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、よろしいですか。

○5番(末廣 啓君)

はい、了解。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、質問1、(6)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)

受託農家軒数が270軒言われましたけども、認定農業者とそれ以外の一般農業者といいますか、割合はどれぐらいなのかお聞きしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

認定農業者のほうで、個人が37件で77ヘク、法人が7件で106ヘク、合計183ヘクありますので、ちょっと率はすぐ出ないんですが、そういった状況であります。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、よろしいですか。

○5番(末廣 啓君)

大規模的に受託を受けて経営されて、大規模がどれぐらいの基準なのか分からない んですけども、大規模的に受託を受けて経営されている農家もありますが、大規模農 家は、多く農家を営んでおられる方が、地区別にどれぐらいあるのかお聞きしたいと 思いますが、よろしくお願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

大規模の定義というのが、ちょっとどうかなと思うんですけど、例えば、これ、統計上の数字なんですけど、5へクから10へクが7経営体、10から20へクが3経営体、30から50へクが2経営体ということで、大規模と言えばこういったところに当たろうかと思うんですけど、頭の中でぱっと誰というのは浮かぶんですけど、地区別にちょっと人数のほうが、ちょっと今ぱっと出ませんので、十数件は大規模にされているということであります。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

了解しました。

○議長(芝 照雄君)

質問1、(7)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)

今ほど大規模農家についてお聞きしましたが、十数件はされていると。地区別に分かったら教えてほしかったんですけども、地域地域で大規模に農家を営んでおられる方がございます。そういった方たちは、現在所有している機械をそれぞれ持っておられますが、そういう個人が所有されている機械を持ち寄って、例えば愛治地区だけの農業者で公社をつくるといった場合に、公社をつくって、機械を個人のものを持ち寄って公社をつくった場合に、機械の償還といいますか、補助することは可能でしょうか、難しいですか。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

ただいまの御質問でありますけど、予算も絡みますので、この場で補助ができるとか、できないということは、ちょっと答弁しにくいんですけど、農林課としましては、できるだけ地域農業の発展のために必要なことであれば、予算を確保しまして、できるだけの援助、支援というものはしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

なるべく前向きに考えていただいて、地域農業がどんどん発展するように考えてい ただきたいと思っております。要望になります。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、質問1、(8)について再質問はありますか。

○5番(末廣 啓君)

先ほど消費ルートについて答弁いただきましたが、道の駅、JAへの出荷がほとんどで、個人的に別ルートもあるということでしたが、これは六次化、六次産業といいますかね。物を作って、製造して、小売りもするというような六次化している農家は、鬼北町にどれぐらいあるのか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

複数の方で六次化のほうを取り組んでいる方はおられるんですけど、はっきりちょっと今何件という数字を持っておりませんので、多分すぐに調べるといってもちょっと数字は出にくいと思うんですけど、おられるということは間違いありません。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

今後、もし六次化を考えている農家があれば、補助金等のサポートは可能ですか。 先ほどと同じで、今ここでは言えないと言われるかもしれませんが、お聞きしたいと 思います。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長から答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

できる限り、農林課としましても、そういった財源を確保して支援できるように努力したいというふうに思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

鬼北町の農家の方々が作った作物を、ふるさと納税の返礼品としての活用はされて いるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

ふるさと納税の返礼品、今現在130強ございますけれども、三角ぼうしに出荷されております野菜を返礼品として取り扱わせていただいているのと、米につきましても、鬼米ということで取り扱いをさせていただいております。ただ、どれだけのものが返礼品の数として出ているということについては、急な御質問でしたので把握をしておりませんが、全て野菜、米については、返礼品の扱いをさせていただいておるということです。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

了解しました。

最後に、町長にお聞きしたいと思いますが、今までお聞きしておりますと、補助金や支援事業等、それなりに充実していると思います。農業者の方にとっては、まだまだ不十分と思われているかもしれませんが、この補助金や支援事業等を使って品質の

いい、きれいなものを作っても売れなければどうにもなりません。これからは儲かる 農業を目指すべきだろうと思います。道の駅やJAへの出荷などをサポートをいただ いているところですが、違う販路も模索すべきではないでしょうか。全国には参考に すべき自治体もあろうかと思います。販路拡大、儲かる農業が実現すれば、新規の就 農者や親元就農者も増えて、耕作放棄地も減るのではと思っております。ぜひ儲かる 農業の方策も考えていただきたいと思いますが、最後に、町長の考えをお聞きしたい と思います。

○町長(兵頭誠亀君)

大きく2点だけ話をさせていただきます。

1点は、農業機械のほうの分、全体として儲かる農業というお話の答えとしてなんですけども、一つは、これまで行政のほうでは、集落営農ということで、各集落、70ほどの各集落で機械化組合をつくったところに対して支援をしておるというのが今も続いておるわけです。それを議員さんが言われるとおり、各公民館単位で集落営農という形で機械化組合をつくっての支援をしてはどうかというお考えについては、これから先はそんな話が出てくるんではないかなと思ってます。

それはどうしてかといいますと、より規模拡大をして、俗に言う、収益を上げるというためには、やはり広域化をして、それで機械を効率的に使うということが、多分儲かる農業に近づくんじゃないかなということですので、ただ、今の集落営農といいますか、各集落での機械化組合もありますので、その調整というのが必要なんじゃないかな。それを両方に支援をするということが、どういう課題があるのかということも行政としては、こっちも出します、あっちも出しますじゃ、少しいかがなものかと思いますので、お話は十分すごい話だと思いますので、今から出てきて、また、議会のほうとも議論してまいりたいと思っています。

もう1点、俗に言う、六次産業への全国展開のルートなんですけども、議員さんも 御案内のとおり、JAに出荷をされておる農家さんについては、やはりいい物を作っ て、JAさんが売る先を今まで考えていただいておったというところなんですけども、 この部分について、農家さんが御不満があるのであれば、それは農協とも話をしても らわないかんことではないかなと思うんです。

それと、そこに行政側ができる範囲のサービスというのは、どういうものかという ことを考えなければならない。

これまで個人個人の農家への販路拡大の部分については、行政側といいますか、鬼 北町ではやってないわけなんですよ。それは、あくまでもJAさんという元との農業 との関わりというものを重視し、なお一方で、農協さんとは違う1つ自分、個人個人を大切にしたいと言われた方へ、2つの道の駅で売られる組合というものがある。それ以上に、今度は、相手方の人と相対する形で接点を持ちたいということについては、もちろん農家の人の努力も必要だと思うんです。全部が全部行政側のほうがそれを担ってしまうと、そこで間違いがあったときには、行政の責任になってしまうと。やはり農家さんも頑張ってもらって、行政側もできることをやっていくというような姿勢が大事なんじゃないかなと思っています。

だから、議員さんが言われるような、全てを行政側のほうで開拓をしていくということについては、少し無理があるんじゃないかと思うんですけども、ただ、側面支援とかいうことは、できる範囲のほうでやれることを今から模索していく、一つ目の答弁と同じように、議会さんとも協議をする大切な題材だと思っています。

ありがとうございました。

○議長(芝 照雄君)

了承ですか。

○5番(末廣 啓君)

了解しました。ありがとうございました。

○議長(芝 照雄君)

これで末廣啓議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時10分とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

松下議員、マスクをちゃんと着用してください。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について質問を行ってください。

○4番(中山定則君)

議席番号、4番、中山定則です。

先の通告のとおり一般質問を行います。

質問1、広見広楽荘の跡地の利用について。

広見広楽荘、近永愛児園及び近永乳児院の敷地は、建物が取り壊され、現在更地になっています。この約4,000平米の町有地について、近隣住民の憩いの場、子どもの遊び場、災害時の避難場所等に利用するため、公園化する考えはないか質問します。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、中山定則議員の第1番目の広見広楽荘等の跡地の利用についての御質問にお答えをいたします。

広見広楽荘、近永愛児園及び近永乳児院の敷地は、建物を取り壊して更地となっておりますが、そのうち、近永愛児園及び近永乳児院の跡地は、宇和島地区広域事務組合の所有地であり、現在、その一部が、きほく優愛の里の駐車場として利用されております。

また、広見広楽荘跡地の約4,000平米の町有地については、現在のところ、具体的な活用計画はありませんが、町立病院や役場庁舎に近い敷地であることから、今後、中山議員の御質問にもありました、災害発生時の緊急避難場所としての利用なども含め、活用策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問1についての再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

敷地についても約2年半、普通財産のまま約2年半以上になると思うんですが、今後、考えるということですが、急ぐべきだと思いますが、再度質問いたします。

○町長(兵頭誠亀君)

御案内のとおり、これは私が町長に就任になる前から旭川荘さんとの話合いで、あ そこに町立病院というものなどの新しい形というものを模索しておったということが ありまして、その分が、旭川荘さんの病院が今の出目療養所のほうに再築をするとい うことになった分でありまして、それまで全く予想がつかなかった状況でございまし た。

それ以降、今2年半とありましたけども、やはり私の第1期目の後半には、中学校

の改築の問題、それから新たな施策に対する財政出動というものがかなり必要でありましたので、この土地の分について早く検討して、その分の活用についても一緒に同時期になってしまうと、やはりそこについては、財政負担が生じるというところもありまして、ただ、これから先、あの土地についての活用について、なるべく早く検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

活用を検討するに当たって質問でも言ったんですが、子どもの遊び場の確保、このことにつきましては、子ども・子育て会議で子育てを支援する生活環境の整備として、子どもの視点に立った遊び場の確保ということで、奈良川河川敷のわんぱく広場を改修するに当たって巨大迷路を整備されました。今後も引き続き、遊び場の確保に努めるということになっています。ということで、ぜひとも、子どもの遊び場、このエリアには多分ない、遊べるような施設は、場所はないと思いますので、ぜひ遊び場としての利用について検討いただいたらと思います。再度質問します。

○町長(兵頭誠亀君)

子どもの遊び場という観点については、私も議員さんと同じく賛成であります。ただ、現在、統合保育所について、近永アルコール工場跡地に計画を進めております。そういう中で、子どもの遊び場という観点で保育をしよる時間、また、認定こども園におる時間以外の子どもさんと親が遊べる場所というのが、例えば夏であれば、今までやったら外で遊ぶこともできとったんですけども、ただ、現在の7月、8月の日中の状況というのが、なかなか世間一般で話をする、外でどんどん遊ぶような状況にはならない状況もある。そうなったときには、これから先、やはり屋内でも遊べるような状況が必要なんじゃないかなと私は思っています。

その分について、できれば近永アルコール工場跡地の保育園の隣接する場所に、そういうふうなものを計画するべきじゃないかな。それは逆に、近永、今度この跡地に作った場合には、動線というものがしっかりと確保されていないといいますか、より効果的にするのには、保育園に迎えに行ったその後に一緒に遊ぶというような動線というものが一番適当なのではないかなと私は思っています。

ですから、議員が言われる子どもの遊び場という点については、賛成でありますけども、その分の屋外というものについては、もう少し違った場所、今は児童公園や鬼北町総合公園の部分もありますので、それと、以外に近永の中に入ってしまうと、せ

っかく統合をして、愛治とか、好藤とか、小倉とかから来てくれた子どもたちが、保育所で遊んだ後、またすぐに移動せないかん、やはり統合したのであれば、統合した近くにより便利なところにお父さん、お母さん方、便利なところに造るべきじゃないかなと私は思っています。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

再質問はありません。

○議長(芝 照雄君)

以上で質問1については、終了します。

続いて、中山議員、質問2について質問を行ってください。

○4番(中山定則君)

質問2、愛媛県立北宇和高等学校学生寮の整備について。

令和3年3月、第二次鬼北町長期総合計画後期計画が作成されました。この後期計画に、成果指標として、愛媛県立北宇和高等学校学生寮の整備が追加され、令和7年度までの計画期間に3戸整備する目標値が設定されています。

この計画について次のことを問う。質問します。

- (1) 北宇和高等学校の受検生全国募集に伴う学生寮整備を鬼北町が実施する計画 を策定した経緯について伺います。
- ①としまして、北宇和高等学校の受検生全国募集は、いつどのようにして決まったのか。
- ②鬼北町が学生寮を整備することについて、いつどのような組織・メンバーで決め たのか。
 - ③鬼北町の学生寮整備計画は、愛媛県・愛媛県教育委員会と協議したのか。
- もう1点、(2)としまして、学生寮の建築及び管理運営の方法、それに係る経費 と財源について伺います。
 - ①学生寮3戸の合計定員数、建築費と建築に係る財源について問う。
- ②学生寮は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関として、鬼北町教育委員会が管理することになると思われますが、管理の方法、年間の管理費用及び財源について問う。

以上、質問します。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、中山定則議員の第2番目の愛媛県立北宇和高等学校学生寮の整備についての御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問のうち、①北宇和高等学校の受検生全国募集は、いつどのようにして決まったのかとの御質問でありますが、これまでの経緯について、まず、御説明をいたします。

県立高校におきましては、学区外からの出願者数について、入学を許可する人数を募集定員の5%以内と定めておりますが、募集定員の0.8倍を下回る状態が続いた場合には、愛媛県教育委員会に申請し、許可を受けますと、学区外からの出願者の入学許可人数の割合を増やすことができることとなっております。

北宇和高校普通科については、平成30年度入学者から募集定員80名の0.8倍を下回る状況となっていたため、令和元年度に県教委に申請し、令和2年度から学区外からの出願者の入学許可人数を募集定員の15%以内としております。これによりまして、これまでの募集定員の5%の4人から、令和2年度以降は、12人まで許可できることとなりました。

これを受けて、鬼北町と北宇和高校で協議を重ね、安定的な生徒数確保のため、令和3年度から、(一財)地域・教育魅力化プラットホームが運営する、地域みらい留学に加入し、生徒全国募集に取り組むこととなり、当初予算で加入負担金の予算を御承認いただいたところであります。

今年度に入り、地域みらい留学に加入後は、これまでに5回の全国募集活動を行っておりますが、コロナウイルスの感染状況の悪化により、学校見学にも来れない状況でありましたので、現在のところ、生徒の確保には至っておりません。

次に、②鬼北町が学生寮を整備することについて、いつどのような組織・メンバーで決めたのかとの御質問でありますが、当町と北宇和高校では、令和元年度から生徒全国募集の検討に入りましたが、募集を行う上で、魅力ある住環境を提供することが必須であるという認識で、現在検討を進めているところであります。

令和元年度から始まった、近永駅周辺賑わいプロジェクトについては、当初から産 学官連携によるまちづくり、高校魅力化を大きな柱として掲げており、ワークショッ プ等を重ねる中で、御参加いただいた町民の皆様方からも建設的な御意見をいただき、 地域における高校の存在・存続の重要性について改めて認識したところであります。 したがって、高校魅力化プロジェクトにおける3本柱の1つとも言われる高校寮の 整備は、高校を存続させるための重要事項であり、町の政策として実施しているもの であります。

次に、③鬼北町の学生寮整備計画は、愛媛県・愛媛県教育委員会と協議したのかとの御質問でありますが、愛媛県教育委員会・高校教育課に魅力化推進グループが現在設置されておりますが、当然のことながら、高校寮の整備についても協議をさせていただいております。県高校教育課からは、県立高校の魅力化推進に地元自治体が深く関わっていることに対し、大変ありがたいという感謝の言葉をいただくとともに、北宇和高校が管理されている学校林の木材の活用についても御相談したところ、もし、学校林の木材を高校寮に使用するということであれば、木材も無償で譲渡するというお話もいただいております。

このように1つの高校の廃校への道筋がその市町にとっていかに重大な損失になるかという視点に立って、県と町で取り組む姿勢についても御理解いただきたいと考えております。

次に、2点目の御質問のうち、学生寮3戸の合計定員数、建築費と建築に係る財源についてでありますが、第二次鬼北町長期総合計画策定時には、近永駅舎2階への高校寮整備ということで、3戸程度を想定しておりましたが、6月議会定例会前の全員協議会において、駅舎2階への寮の整備に対し、しかるべき場所で、戸数も増やして整備すべきではないかという御意見をいただいたところであります。ただ、高校の存続を念頭に、寮の整備については御理解をいただいている中で、今回計画をしている高校寮の定員については、北宇和高校の要望、用地の広さを勘案し、15人程度の定員を想定しております。

建築費につきましては、今回、設計委託料の予算を御承認いただきましたら、その後に、設計に取りかかる予定にしているところでありまして、あくまでも現時点での概算建築費でありますが、2億円程度になると見込んでおります。

なお、この高校寮整備に係る財源につきましては、過疎対策事業債を予定しております。

次に、学生寮の管理の方法、年間の管理費用及び財源についての御質問でありますが、まずはじめに、学生寮について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関として、鬼北町教育委員会が管理することになると思うがという御質問についてでありますが、当町は、当初から、高校を核とした地域人材の育成により、持続可能な地域の実現を目指したまちづくり施策として、高校魅力化プロ

ジェクトを推進してきたところであります。

したがいまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、この法律の 執行機関である教育委員会が行う教育行政としてではなく、あくまでも学校・地域・ 行政の連携によるまちづくり施策と捉え、学生寮の管理等については、地方行政の施 策として取り組んでいるところであります。

次に、管理方法でありますが、直営、指定管理制度などを含め、県教育委員会や北 宇和高校などと協議・検討し、決定したいと考えております。

また、年間管理費用及び財源につきましては、直営で行う場合は、基本的には、食費、光熱水費、施設の使用料及び管理経費等については、入居者から寮費として徴収し、修繕に係る費用等については、町で対応したいと考えております。

なお、管理に係る人件費については、他の自治体が開設している高校寮の例を見て みますと、地域おこし協力隊を寮のハウスマスターとして雇用し、人件費を特別交付 税措置で対応している事例がありますので、管理方法を併せて、今後、検討していき たいと考えております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問2、(1)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

受検生全国募集は、令和2年度から鬼北町と北宇和高校とで協議してということなんですが、全国募集に係る協議会とか開かれて決めたのか、その辺をもう一度お願いをします。

②に関してもそうなんですが、町と学校で協議してということですが、この辺についても検討会議の参加メンバーとか、そういう検討会議等を開かれたと思うんですが、 それについても、もう一度②についても再度お願いをします。

続いて、③について、県教委の高校教育課と町の企画振興課ですか、そことの協議 というのはされて、町が学生寮を整備することについて、結局、この町の学生寮整備、 この県立北宇和高等学校の学生寮整備は、鬼北町が提案したことになるんですか。提 案し、県の了解を得たという結果になるのか。③関係で、そのことも追加で質問させ ていただきます。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

ただいまの質問で会を開いて決めたのかということでございますけども、もともと 北宇和高校におきましては、3年前から入学者の減少が続くというふうなことの中で、 県に、先ほど町長の答弁にございましたように、学区外からの入学者は5%以内を1 5%以内ということまで御承認をいただいたということでございます。もともとは北 宇和高校そのものが高校の存続意義のために始められた全国募集でございます。そこ に鬼北町が若者定住であったり、若者誘致というふうなことで、連携をして、先ほど 近永賑わい創出事業プロジェクトを立ち上げておりますけれども、その中で、町と北 宇和高校が若者を誘致するという考え方が一致する中で、今回全国募集を連携して取 り組んでいるということでございます。

会を開いたかというふうな回答につきましては、先ほどのプロジェクト会議の中で、 地域住民や近永商店の方やら、北宇和高校から御参加をいただいておりますので、そ れが会と言えば会というふうなことになろうかと思います。

それと、学校寮の必要性は町が提案したのかという点でございますけれども、基本的に全国に生徒を募集する場合、居住区を構えることについては、これは義務であるというふうに思います。居住区も構えないのに、学生を全国から募集しても、どこに住むんだというふうなことになりますので、これにつきましては、北宇和高校が募集を始めた時点で、町としても、地方自治の事務の範疇であるというふうな形の中で、こういった学生寮の必要性を議題に上げまして、両方が進めているということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

全国募集は、もともと北宇和高校の学校長というか、北宇和高校が県教委の了解の 下、実施をしたということの理解を私はしました。

それで、学生寮は、今ほど課長の答弁で、居住地に住むところを構えることが義務的であるというようなお話ですが、この学生寮を構えることについては、学校長から町に要請があったのか。さっきもちょっと追加で聞いていたんですが、学校長から要請はあったのか。それについて、県とか、県教委とそのことについて鬼北町から提案、寮を造りましょうという提案をしたのなら、とすれば、愛媛県、愛媛県教育委員会と

その辺の協議をしたのかについて再度質問します。

○議長(芝 照雄君) 答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

今、近永賑わい創出事業の中で進めております中には、まちなか再編事業、それと 高校魅力化推進事業、この2点がございます。この高校魅力化推進事業を進める3つ の要素がございまして、高校のカリキュラムの改革、それから学生寮の整備、それか ら公営塾の開設、この3つが最大の3要素となっております。

これにつきましては、高校と行政が連携して会議を進めていく中で、先ほどからどっちが出したのかというふうなことになりますけども、高校寮の整備は、義務づけられております。そういった中で、そういった点を県のほうにもお伝えをいたしまして、地域によっては、教育部局でそれを設置しているところもありますし、鬼北町におきましては、町行政の範疇であるというふうなことで、今回地方自治法に基づきまして、そういった施設の管理をするというようなことで考えておりますけれども、お互いに高校寮の整備は全国に募集をかける以上は必要であるというふうな見解の中で一致をし募集をかけていると、そしてまた整備を図るということで考えております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

再質問はありません。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問2、(2)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

今回の一般質問、締切りが11月22日でしたので、今回の予算にこの学生寮の件が上がってくることをちょっと想定していなかったので、長期総合計画にあることで質問をさせていただいておりますことをまずお伝えしておきます。

それで、15人程度、2億円という多額の経費がかかります。かかる予定になって おります。財源は過疎対策債ということですが、15人というと各学年で5人、3学 年5人になりますが、この5人という全国募集、地域留学未来塾ですか、そういうサ イトも利用されているようですが、全国から集まってくる見込みはまずあるのかどうか。

それと管理のことについては、この予算を企画のほうで上げられておりますし、県内の寮を見ると、この私が質問、思うがということで、教育委員会管理になっているところが多いんですが、鬼北町では、できれば管理は教育委員会ではないということでありますが、1回目の答弁で年間の管理費用がどれぐらいか、財源については回答がなかったようなので、再度質問をさせていただきます。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

二宮課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

質問が3つほどあったというふうに思いますけれども、全国募集をして見込みがあるのかというふうなことでございますけれども、現在、先ほど町長の答弁でありましたように、地域未来塾というところに加盟をさせていただいております。ここには全国78校が参加団体としてあります。今年コロナ禍ということでもありまして、ほとんどがウェブ会議でそういったPRをさせていただいておるところでございますけれども、7名の方が北宇和高校の紹介ビデオ等に参加していただきました。その中で、質疑応答をさせていただいておりますけれども、北宇和高校の例えば学校活動とか、イベント活動、そういったものに魅力を感じ申込みをされたというふうに聞いております。しかしながら、最終的に先ほど3つの要素というふうなことで申し上げましたけども、学生寮、公営塾があるところには、たくさんの方が申込みというか、関心を示されるわけですけれども、どうしても北宇和高校のそういった学校に魅力を感じたとしても、住むところがないというふうなことでありますので、北宇和高校のほうからは今回来たいという生徒はゼロだったということでございます。速やかなそういった整備が必要なのかなというふうには考えております。

申込みがないからやらないというふうなことになりますと、ここ近年、近隣で2校 ほど分校化されたところがあるというふうに思いますけども、北宇和高校におきまし ても、数年後におきましては、再編計画によって分校化になり、そして最終的には廃 校というふうなことも考えられるわけですので、ないからやらないんじゃなしに、そ ういった魅力を発信し、そういった整備をし、人を集めるという行動につながらなけ ればならないということで現在やらせていただいておりますので、その点については、 御理解をいただいたらというふうに思います。

あと管理について、企画のほうから上げられているというふうなことでございましたけれども、先ほど教育法について述べられましたが、教育法は、教育委員会部局が実施主体としてやる場合については、教育法に則り管理をやるわけなんですけれども、今回企画のほうで予算を上げておりますのは、地公法244条の2、公の管理をするというふうな条文に基づきまして、地方自治、地方行政が執り行うというふうなことで考えておりますので、今回は企画のほうで予算を上げておるということになります。あともう1点、管理費用の財源の説明はなかったがというふうなことでありましたけれども、町長の答弁にありましたように、寮費そういったものから、そういったものを用いある程度の財源をし、それから、人件費等につきましては、地域おこし協力隊3名程度というか、一応予定しております3名かな、ちょっとそういった人数はちょっとはっきり分かりません、言えませんが、予定をさせていただいて、人件費等については交付金等で対応したいと。ですから、どれだけの財源がかかるというものについては、現在まだ算出しておりませんので、報告はできないということで御理解をいただいたらと思います。

(「議長」の声あり)

○町長(兵頭誠亀君)

反問許可をお願いします。

○議長(芝 照雄君)

ただいま兵頭町長から、中山議員の質問に対し反問したいとの申し出がありました ので、これを許可します。

○町長(兵頭誠亀君)

今の御質問で全国から来られる見込みがあるのですかという御質問なんですけども、今課長が答弁しましたように、目的を持ってやっておる部分について、議員さんがそのような御質問をされるというのは、基本的に、中山議員さんは、この学生寮の設置について反対をされておるのかどうか、もし賛成をされておるのであれば、この賛成する立場で不安視をされてこの御質問をされておるのか。逆に、反対をされておるのであれば、中山議員さんは、高校の廃校とか、近永駅の周辺とかいうようなもの、予土線が廃止される可能性が危険が迫っておるというところについて、どのようなまちづくりをお考えなのか伺いたいと思います。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、答弁願います。

○4番(中山定則君)

賛成、反対というか、寮を整備することについて、町が、今回の質問は、町がどうして整備をしなければならないかということについて質問したつもりです。それと、今回のこの質問、見込みがあるのかということは、地域未来サイトとか、愛媛県においても14校ほど、この地域未来は8校か、8校やっていると思うんですが、そのサイトを見ると。オンラインで5回ほど学校紹介もされたということで、今ほど7名、問合せがあったということで、いいと思って聞いていたんですが、そういうことで私は寮を整備するのはいいと思うんですが、町が整備することについて問題はないか。県立高等学校の寮を鬼北町が整備しなければならない、整備して地域の活性化、地域のいろいろなことにつなげていくということについて、多額の財源を使ってやることについてどうかなということで、今回一般質問をさせていただいております。

以上です。

○町長(兵頭誠亀君)

今、高校の寮について、整備することについてはいいというふうに言われましたけれども、いいというのは認めるというふうなお話だと思うんですけども、議員さんの意思として、その高校の寮をするべきという強い意志というものは持っていらっしゃるのでしょうか、それとも、中身によっては認めないよということなんでしょうか。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、答弁願います。

○4番(中山定則君)

反問権は分かるんですが、先ほど言いましたように、寮を整備することは、必要が あれば整備しないといけないと思いますが、鬼北町が整備しなければならないのかと いうことについて、今回質問させていただいたつもりです。

以上です。

○町長 (兵頭誠亀君)

了解しました。

これの答弁につきましては、以前の議会で答弁をさせていただいたと同じことになるんですけども、以前の私が就任する前の理事者の答弁として、県立高校のほうの支援というものについて税金を投入することについては、慎重にしなければならないというふうな答弁であったわけでありますけども、現在の全国の状況、また愛媛県内では、伊方町、久万高原町、上島町さんのほうで、それぞれ町費を投入して、税金を投入して寮を造っておるという状況がございます。

私は、その分について、鬼北町の町なか賑わい、また北宇和高校の存続、予土線の維持存続というものを考えれば、この時期のタイミング、金額としては多額でありますけども、そこをお認めいただいて、しっかりとしたまちづくりというものをつくっていかなければならないと思っています。

もう一つは、例えば中山間地域、好藤とか、三島とか、愛治のような施策については、それぞれメリットというものをしっかりと町民の方は見られますけども、近永の町なかについては、整備しても商工施策ではないというふうに申し上げましたけども、商工施策であれば、商工関係者のほうのメリットがあるわけでありますけども、現在の商工業者の方が、あそこで営まれておるのは10社足らずというところがありますので、それ以外にまちづくりとした場合には、なかなか賛同を得られない、だけども、それをしなければどのような近永の町なかになるかということを考えた場合に、10年後、20年後、本当に危惧するところがございます。そこを議員さん方にも感じていただいて、ここは何とか踏ん張ろうよというふうなところを皆さんで気持ちを一つにしていただくのが、いただきたいというのが私の気持ちであります。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

町が設置した場合のことについて再度お聞きするんですが、設置条例、公の施設か、設置条例をつくられると思うんですが、その際の県内の2、3か所を見ると、ここに書いてある、教育委員会があと管理していくので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条の教育機関としてということで設置条例をつくられておるようですが、鬼北町においては、違うということでいいんですか。再度確認で質問させていただきます。

○町長(兵頭誠亀君)

現在は、まちづくり施策として町長部局のほうで事業を進めておるというふうに申 し上げたわけでありまして、各自治体のほうの考え方として、管理運営面としては教 育委員会が適当なのかというところについて、再度検討せないけんと思うんですけど も、それはこれから先、まだ時間がありますので、もう少し時間をいただいて、より よい方法で管理できるような形で検討してまいりますので、御理解いただきたいと思 います。 ○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

再質問はありません。

○議長(芝 照雄君)

続いて、中山議員、質問3について質問を行ってください。

○4番(中山定則君)

質問3、鬼北町立統合保育所新築工事基本設計について、質問をいたします。

鬼北町は、保育所再編計画によって、令和5年4月開所予定の新設園の建設を進めています。この事業の進捗状況は、令和3年9月29日、鬼北町ホームページに、鬼北町立統合保育所新築工事基本設計及び実施設計に係る公募型プロポーザルについてを掲載して情報公開されています。

鬼北町立統合保育所新築工事基本設計の概要の説明は、11月2日開催の議員の全 員協議会でありました。

次のことについてお伺いします。

- (1)鬼北町立統合保育所新築工事の建築場所は、ニュータウン鬼北の里と町道を 挟んで隣接する南側で奈良川沿いとなっていますが、この場所に決めた理由について 伺います。
- (2) 予定保育所園児数147名でしたか、を上回る160台収容の駐車場を計画 した理由について伺います。
 - (3) 統合保育所は、認定こども園の施設としての設計になっているか伺います。以上です。
- ○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長 (兵頭誠亀君)

それでは、中山定則議員の第3番目の鬼北町立統合保育所新築工事基本設計についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の建設場所の位置を決定した理由についての御質問ですが、中山議員 御案内のとおり、アルコール工場跡地につきましては、第二次鬼北町長期総合計画後 期基本計画にもありますとおり、新たな保育所を建設するほか、子育て支援施設、公 園、住民交流施設、商業施設などを盛り込んだ複合施設の建設など、様々な方向性を 検討しているところであります。 保育所の建設場所につきましては、今後のアルコール工場跡地利用の様々な方向性を検討する際に、ほかの事業の実現化を考慮した位置関係とする必要があることから、工場跡地の中央を東西に分断するような形で北側を保育所、南側を残地としたところであります。

工場跡地北側を敷地とし、建物を奈良川寄りにした理由につきましては、県道奈良 近永線側の入り口から最も離れた場所であり、今後、南側の工場跡地が開発されても、 保育所関係者以外の自動車等が通行しない場所となり、保育を提供する場として、安 心・安全が担保されると考えたものであります。

また、充実した保育環境とするために、工場跡地南側の擁壁からなるべく距離を取った位置に、南向きの建物配置とし、自然の光と奈良川沿いの風を感じる計画としたものであります。

なお、建物北側には、ニュータウン鬼北の里の住宅地が位置しており、近隣の住民の方々に騒音等の被害が起こらないよう、職員駐車場を配置することによって、建物から住宅地まで17メートルの距離を確保するとともに、遮音フェンスを設置するなど、一層の騒音対策を図ることとしております。

次に、2点目の160台収容の駐車場を計画した理由についての御質問ですが、通常時における駐車場の利用は、保護者の送迎のみであり、混雑のおそれはないと考えておりますが、狭小な駐車場では、送迎者が集中した際に、事故の発生も懸念されることから、ゆとりのある駐車場空間としたところであります。

また、運動会やお遊戯会等イベントの開催時には、園児の両親や、祖父、祖母等の 見学者が来所されることも予想され、園児数以上の駐車台数を確保しておく必要があ ると考えております。

さらに、隣接する工場跡地に将来的に計画される建物が完成した際には、保育所駐車場を一体的に利用ができるようにするとともに、「でちこんか」等のイベント開催時にも有効的に活用できるよう、保育所敷地内の建物以外を最大限駐車場として確保したいと考え、収容台数を160台としたものであります。

次に、3点目の認定こども園の施設としての設計となっているのかとの御質問ですが、認定こども園は、子育て支援を行う機能を備え、全ての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対する相談や、親子の集いの場等を提供する機能などを設置する必要がありますが、新設の保育所につきましては、認定こども園としての認定基準を満たす施設設計といたしております。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問3、(1)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

(1)、(2) 一緒で再質問、構いませんか。

○議長(芝 照雄君)

いや、それぞれでお願いします。

○4番(中山定則君)

(1)かなりこの位置が奈良川沿いになっている。今、理由は説明していただいたんですが、(2)とも関連するんですが、正門というか、逆L字ですか、町道の近くのほうに寄せたほうがいいんじゃないかなと思いました。

それと、プロポーザルによってこういう配置を決めるということをお聞きしたような気もするんですが、分譲地の近くでもありますので、逆L字のほうの最も下のほうに園を設置し、上を運動場にしたらどうかと思うんですが、その辺についてどうかお伺いします。

以上です。

(「議長、反問いたします」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

ただいま兵頭町長から、中山議員の質問に対し、反問したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

○町長(兵頭誠亀君)

1つだけ御質問させてください。

今の1つ目の御質問の内側といいますか、内陸のほうにしたほうがよいのではという御意見やったんですけども、その理由をお聞かせいただかないと、その質問に適切な答弁ができないかもしれませんので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、答弁願います。

○4番(中山定則君)

分譲地に近いということ、駐車場正門から端のほうへ駐車場の正門に近く停めますと、かなりの距離がある。そして屋根付き、2番にも関連するんですが、屋根付き歩道がちょっと見ると、70メートルほどになるかなと思うんですが、そういう長い屋根付き歩道まで造らなければならない。そういうことも含めて、正門近くで、なおかつ南沿いに園舎はしたらどうかということで提案をさせていただいたわけです。

○議長(芝 照雄君)

兵頭町長、了承ですか。

○町長(兵頭誠亀君)

了承しました。

町民生活課長から答弁をいたします。

〇町民生活課長 (那須周造君)

今の議員の質問でございますが、これ駐車場をこっち、今現在の位置にしたというのは、それは逆に奈良川沿いのほうにすると、北側にニュータウン鬼北の里がございますので、そこの前の道路を車が通るということで、地域の住民の皆様にそういった騒音の可能性がありますので、あえて手前にいたしております。

また、園舎の位置につきましても、南側にしたらいいがという御意見もございましたが、これも議員協議会の折に御説明をいたしましたとおり、近隣の住宅地の皆様に少しでも距離を取って防音等の対策を施すという趣旨でございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(芝 照雄君)中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)再質問はありません。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問3、(2)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

予定園児数を上回る160台収容の駐車場、これは過疎債等起債の申請でここの駐車場部分もちょっと申請対象になるか分からないんですが、そういう部分で大丈夫かどうかをお伺いします。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長 (兵頭誠亀君)

私の経験からも、まず大丈夫だと確信しております。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

屋根付き歩道70メートル、ちょっと正確かどうか分からないんですが、相当長いんですが、どうかなと思いますが、70メートル、それで先ほど言ったのは、正門の近くにという提案をさせていただいたんですが、再度建築費もかさみますし、後々この長い歩道を取り壊すようなことにならないために、屋根付き歩道部分を取り壊さなければならないようなことにならないかどうか、それが心配なのでちょっと質問させていただきました。

(「議長、反問いたします」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

ただいま兵頭町長から中山議員の質問に対し、反問したいとの申し出がありました ので、これを許可します。

○町長(兵頭誠亀君)

質問に対してなんですけども、70メートルがゼロのほうがいいと言われるのか、 それとも70メートルそのものが長いと言われるのか、20メートルやったらかんま んとかいう、中山議員さんのほうはどのようなことで質問されたのか分からないので、 お聞きしたいと思います。

○4番(中山定則君)

20メートルだったら短い、10から20メートルの範囲じゃないかなということを私は思っております。

以上です。

○町長(兵頭誠亀君)

御承知のとおり、この上に庇を付けるというのは、現在のそれぞれのお父さん、お母さん方が子どもを連れてきたときに、雨が降ったときに、しっかりと子どもたちを雨に濡らさないようにするそのエリアというものを造りたい、それが統合保育所ですから、基本計画上は少し長めの分が書いてあったんですけども、これはもっともっと細部を検討して、適当なメートルになるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君)

再質問はありません。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、質問3、(3)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

認定こども園の施設としての設計にもなっているということでの答弁であったかと 思うんですが、幼稚園の設計基準で、努力義務なんですが、図書室等も整備に努めな ければならないとなっております。それと、園舎の面積、運動場の広さ、そういう要 件、ちょっと私も勉強不足なんですけど、3歳以上児は幼稚園、未満は、保育所の基 準を適用する。今回予定しているこども園が幼保連携型認定こども園を予定されてい るのか、その辺もあわせて最後の最後、時間もありませんので、再度質問いたします。

○町長(兵頭誠亀君)

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長 (那須周造君)

ただいまの議員の御質問でございますが、今現在、当町で計画をいたしております 認定こども園につきましては、保育所型の認定こども園を予定いたしております。こ の保育所型によりますと、認可保育所を母体として幼稚園の機能を備えた施設であり ます。保育所型でございますので、児童福祉施設としての位置づけは変わらず、保育 所を保育の指針に基づいた保育を今後も行っていくということでございます。

なお、幼稚園との兼ね合いでございますけど、それぞれの教育、保育給付の認定として、その区分によって施設内でそれぞれ部屋を分けて保育をするのではなく、同じ年齢ごとの部屋で一緒に保育をすることになりますので、保育園機能が付いたからといって幼稚園部分の部屋を設置する必要はないということでございます。

また、認定こども園となりますと、今までの保育所の施設と変わる部分といたしましては、先ほどの答弁にもありましたように、子育て支援を行う機能を備える必要があり、全ての家庭を対象に子育て不安に対応した相談や親子の集いの場所等を提供する機能を設置しなければならないということになっておりますので、その点につきましても、あわせて基準を満たす設計となっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、了承ですか。

- ○4番(中山定則君)
 - もう時間が来たので。
- ○議長(芝 照雄君)

これで中山定則議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第95号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第6、議案第95号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和3年9月10日に公布され、国 民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日に施行されることに伴い、条 例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長 (那須周造君)

それでは、鬼北町条例第20号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についてを御説明いたしますので、議案書1ページをお開きください。

今回の条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布されまして、同法律に係る関係政令が同年9月10日に公布されたことに伴い、同法令に係る国民健康保険税について改正部分が令和4年4月1日から施行されるため、鬼北町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、令和3年度税制改正において講じられた未就学児の被保険者均等割の減額措置をさらに拡充させるものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明をいたしますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものでございます。

まず、1ページから6ページをご覧いただきたいと思います。

基礎課税額の規定が明確化、医療給付費分に相当する課税額と規定されたことに伴いまして、第3条から第23条第1項について、基礎課税額の規定を追加及び不要な

規定の削除等、所要の規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、7ページから8ページをご覧いただきたいと思います。

第23条第2項は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日 以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児)に係る均等割額についてそ の5割を公費により軽減、未就学児の被保険者均等割の減額規定を新たに追加するも のでございます。

同条同項第1号は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の均等割額、未就学 児1人についての軽減額を定めるものでございます。

ア、7割軽減にした世帯につきましては、2,565円を軽減するものでございます。

イについては、5割軽減にした世帯、未就学児1人につき4,275円を軽減する ものでございます。

ウにつきましては、2割軽減にした世帯、これも同じく未就学児1人につき6,8 40円を軽減するものでございます。

エにつきましては、軽減のない世帯でございますが、これも未就学児1人について 8,550円、新たに軽減を行うというものでございます。

続きまして、同条同項第2号につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の均等割額、未就学児1人についての軽減額を定めたものでご ざいます。

ア、同じく7割軽減にした世帯については、1,050円。

イ、5割軽減にした世帯については、1,750円。

ウ、2割軽減にした世帯は、2,800円。

エ、軽減のない世帯については、3,500円を新たに軽減するという趣旨のものでございます。

次に、8ページから16ページをご覧いただきたいと思います。

第23条の2から附則については、項の追加等による所要の規定の整備によるものでございますので、お目通しを願ったらと思います。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書3ページにお戻りいただきたいと思います。

附則について御説明をいたします。

附則第1条、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2 第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定(「前条の」を「前 条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並び附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則第2条、適用区分、この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で鬼北町条例第20号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第95号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第96号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第96号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

現行の条例では受給資格者(保護者)と子どもが鬼北町に住所を有することが助成 要件とされているが、子どもが進学のために鬼北町外に住所を有する場合等も助成対 象となるよう制度を拡充することによって、子育て支援の一層の充実を図るため、条 例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願いいたします。

○町民生活課長 (那須周造君)

それでは、鬼北町条例第21号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書4ページをお開きください。

今回の条例改正は、子育て支援の一層の充実を図るため、定義の見直しを行い、制度を拡充することによって臨機応変に処理対応できるよう、鬼北町子ども医療費助成条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

別紙の新旧対照表に基づき御説明を申し上げますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものでございます。

今回の改正につきましては、第2条第1項第3号にその他町長が特に認める者を新たに付け加えまして、子どもが進学のため、鬼北町外に住所を有する場合等も助成対象となるよう制度を拡充するための規定を整備するものでございます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書5ページにお戻りください。

附則について説明をいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で鬼北町条例第21号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の 説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第96号、鬼北町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第97号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第97号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、 提案理由の説明をいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、産科医療補償制度における掛金の見直しと併せて出産育児一時金の金額が見直されたことから、条例の一部を 改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願いいたします。

○町民生活課長 (那須周造君)

それでは、鬼北町条例第22号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書6ページをお開きください。

今回の条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、 産科医療補償制度について、令和4年1月1日より、当該制度の掛金が引き下げられ ることを踏まえ、出産育児一時金の支給額については、少子化対策としての重要性に 鑑み、支給総額について42万円を維持すべきとされ、その差額分の引上げが行われ たため、鬼北町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行うものでございます。 別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものでございます。

今回の改正につきましては、第6条第1項中の出産育児一時金「40万4,000円」を「40万8,000円」に、産科医療補償制度における保険契約に関し必要となる費用として保険者が定める金額を「1万6,000円」を「1万2,000円」に改めるものでございます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書7ページにお戻りください。

附則について御説明をいたします。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

附則第2項、経過措置、施行日前に出産した被保険者に係る鬼北町国民健康保険条 例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で鬼北町条例第22号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明 といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第97号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを 採決します。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第98号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事)の締結についてを議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第98号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和2年11月25日付、請負契約を締結した平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1. 工事名 平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期 災害復旧工事。
 - 2. 契約の金額 変更前1億8,568万円、変更後2億43万6,000円。
- 3. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山509番地。日吉綜合建設株式会社、代表取締役、岩本渉であります。

詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○農林課長(松本秀治君)

それでは、今回、工事変更請負契約を締結することについて、議会の議決を求めて おります平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線3号箇所第2期災害復 旧工事の設計内容変更について御説明いたします。

この林道は、平成30年7月豪雨災害の災害復旧により切土工が施工されていたところ、林道法面幅30メートル、斜面長60メートルにわたり地滑りが確認されました。法面の安定を図るため、崩土除去、法面保護工及びアンカー工での法面の復旧工事を進めてまいりましたが、崩土除去を行っていたところ、法面の左部分の状態が悪

く、今後、崩壊の危険性があることと、長大法面のため、大雨などにより小段部分の 侵食のおそれがあるため、法面保護工を増やす必要が生じました。

そのため、法面保護工2,730.1 立米から3,117.9 立米に変更し、447.8 立米の増とし、残土処理について土捨て場に土砂を捨てるに当たり、谷底に暗渠排水管を敷設する必要が生じたため、32メートル新たに増となり、また、現場にある根株等の除去及び産廃処理が追加となったため、根株等積み込み、運搬処理をそれぞれ143.38 立米新たに増といたしました。

以上の理由から、変更前契約額1億8,568万円に対し、1,475万6,000 円増額しました、2億43万6,000円での変更契約を締結するものでございます。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第98号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業 林道広見日吉線3号箇所第2期災害復旧工事)の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第99号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第99号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、近永駅周辺賑わい創出事業、 がけ崩れ防災対策事業などを追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1億270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を94 億6,800万円とするものであります。

地方債補正におきましては、緊急自然災害防止対策事業及び過疎対策事業について、 限度額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○総務財政課長補佐 (奥藤幸利君)

令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)について説明いたします。

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書13ページをお開きください。 今回の補正予算につきましては、退職及び育児休業等に伴う人件費について所要の 調整を行っておりますが、これらにつきましては、説明を省略させていただき、主な 事業について説明いたします。

2款、1項、6目、企画費、12節、委託料、鬼のまちブランドPR素材制作業務 委託料660万円は、鬼のまちにからめたPR素材を制作し、鬼北町の認知度向上に 取り組み、ふるさと納税額の増額を目指し追加計上するものです。

14ページをお開きください。

15目、近永駅周辺賑わい創出事業費については、補正額として4,117万8,00円を追加計上しております。12節、委託料、補正額1,728万2,000円は、主に北宇和高校教育寮の整備に設計委託料1,511万8,000円、伐採業務委託料254万1,000円、14節、工事請負費633万3,000円は、公営塾の改修工事、16節、公有財産購入費99万6,000円は、北宇和高校教育寮整備事業等の土地購入費、17節、備品購入費は、サテライトオフィス、公営塾に必要な機械器具購入費用として827万5,000円を計上するものです。

15ページをご覧ください。

3款、1項、5目、障害者福祉費、19節、扶助費の介護給付・訓練等給付費42 6万9,000円は、報酬改定による加算創設等による給付費の増加によるものです。 16ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の認定農業者経営発展支援事業費補助金640万円は、県補助事業の追加により1件分を追加計上するものです。

17ページをご覧ください。

6款、1項、2目、商工振興費、18節、負担金補助及び交付金の起業チャレンジ 支援事業費補助金216万2,000円は、申請件数の増により追加計上するもので す。

18ページをお開きください。

7款、3項、2目、砂防費、14節、工事請負費2,500万円は、県補助事業の 追加により工事箇所2件分を追加計上するものです。

9款、2項、1目、小学校の学校管理費、10節、需用費電力料300万円は、主に1人1台のタブレット整備及び体育館に空調設備を設置したことにより追加計上するものです。

19ページをご覧ください。

9款、3項、1目、中学校費の学校管理費、10節、需用費電力料120万円は、 主に1人1台のタブレット整備及び体育館に空調設備を設置したことにより追加計上 するものです。

20ページをお開きください。

9款、5項、2目、給食センター費、10節、需用費電力料210万8,000円は、調理場の空調設備が今年度完成したことにより追加計上するものです。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。

9ページをお開きください。

14款、2項、6目、教育費国庫補助金、3節、文化費国庫補助金は、史跡等保存整備費国庫補助金の追加交付があり、補正額として2,258万5,000円を追加計上するものです。

10ページをお開きください。

15款、2項、6目、土木費県補助金、2節、砂防費県補助金は、県補助事業の追加があり、補正額として1,500万円を追加計上するものです。

16款、2項、2目、物品売払収入、1節、物品売却収入は、補正額として407 万1,000円を計上するものです。これは町有の林業機械の売却収入です。

11ページをご覧ください。

18款、2項、5目、1節、ふるさときほく未来基金繰入金1,723万7,000 円は、各種事業に活用するため取り崩すものです。

20款、5項、1目、雑入、7節、情報通信基盤整備事業負担金470万6,000円は、松野町庁舎新築工事に伴う情報通信基盤機器の移設に係る負担金です。

12ページをお開きください。

21款、1項、町債については、各事業につき所要の地方債を計上するほか、史跡 等妙寺旧境内保存整備事業債は、国庫補助金の追加交付により減額するものです。

次に、第2条の債務負担行為について御説明します。

5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正は、北宇和高校教育寮の新築工事監理業務として追加補 正するものです。期間は、令和3年度より令和5年度まで、限度額は396万9,0 00円です。

次に、第3条の地方債の補正について御説明します。

6ページをお開きください。

第3表の地方債補正は、5の緊急自然災害防止対策事業について、補正後の限度額を2,910万円、6の過疎対策事業について、補正後の限度額を6億6,590万円に増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。 次に、給与費明細書について説明しますので、21ページをお開きください。

1の特別職について説明いたします。比較の欄の長等の減の理由は、給料20%を 令和3年10月から3か月分減額した特例条例によるものです。

22ページをお開きください。

2の一般職について説明いたします。

(1)総括は、23ページのア、会計年度任用職員以外の職員と、24ページのイ、会計年度任用職員の総計であります。また、職員数の括弧内の数は、短時間勤務職員であります。

23ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員について、比較の欄の説明をさせていただきます。減の主な理由は、退職及び育児休業に伴う給料、手当の減によるものです。職員数は1名減であります。給料は398万3,000円の減、職員手当は110万1,000円の減であります。職員手当の内訳につきましては、下の表の職員手当の内訳のとおりでありますので、お目通しをお願いします。共済費は93万7,000円の減で、合計602万1,000円の減であります。

24ページをお開きください。

イ、会計年度任用職員について、比較の欄の説明をさせていただきます。

減の主な理由は、会計年度任用職員以外の職員に育児休業者が出たため、パートタイム会計年度任用職員の雇用が増えたことによる報酬増によるものです。職員数は、短時間勤務職員2名の増です。報酬は69万7,000円の増などで、合計52万7,000円の増であります。

25ページをご覧ください。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細について説明いたします。

給料は399万7,000円の減、職員手当は125万7,000円の減であります。 減額の主な理由は、いずれも退職及び育児休業に伴う減額であります。

26ページ以後の(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番(末廣 啓君)

13ページの2款、1項、6目、12節の委託料、鬼のまちブランドPR素材制作 業務委託料660万、これのもう少し細かい説明をお願いします。

それと、もう一つ、16ページの5款、1項、3目、18節の認定農業者経営発展 支援事業費補助金640万、これ1件分という説明だったんですが、内容の説明をい ただいたらと思います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

2款、1項、6目の案件につきましては、企画振興課長が、5款、1項、3目の案件につきましては、農林課長から説明をいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

ただいま、ふるさと納税の関係でございましたけれども、現在ふるさと納税につきましては、これまで担当者の努力によりまして、先ほど一般質問でもありましたけれども、130品目以上の返礼品を用意しております。納税額につきましても、昨年6,000万超の納税額となりました。

県下では、20市町で11番目、それから町では愛南町に次ぎ2番目の寄附額をいただいておるところでございます。寄附の使い道については、環境整備であったり、教育、文化、スポーツ、鬼のまちづくり、育児、高齢者支援というふうなことで使わせていただいておりますけども、6,000万、先ほど言いましたけれども、年々寄附額も平行、6,000万、6,000万、6,000万ということで伸び悩んでおります。そういった形の中で、今回この委託料を使うことによって寄附の増額を見込むことを目指して計上をさせていただいております。

内容は、デザインの委託をさせていただいております。そのデザインを、例えば商品のラッピングであったり、当然返礼品を出す場合に段ボールを使用するわけですけれども、その段ボールにそのデザインを印刷して、それぞれの商品の物体に付加価値を付けるというふうなことで計画をしております。また、そのデザインを加工品として活用しても今回は考えさせていただいております。

デザインの委託につきましては、こうじょう雅之さんという方なんですけど、来年の1月から「鎌倉殿の13人」という大河ドラマが始まりますけれども、その最初に出る作画にも使用されているというふうな有名な方でございます。今後、その人が、どう言いますか、インフルエンサーとして広報媒体を使って様々な消費者に宣伝もしていただくというふうな効果もございますので、それによって、今後、ふるさと納税が増額するというふうな計画を立てております。そういったことで委託料を出しております。あわよくば、何年か後には6,000万を1億円ぐらいの寄附額にしたいというふうな思いで頑張らせていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○農林課長(松本秀治君)

16ページ、5款、1項、3目、認定農業者経営発展支援事業費補助金の内容につきましては、1件の認定農業者の方がハウスの新設60メートルかける30メートル、あと環境測定機器とか、潅水の自動化、高設栽培資材、暖房工事等の事業に対しまして補助するものであります。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

末廣議員、よろしいですか。

○5番(末廣 啓君)

了解です。

○議長(芝 照雄君)

そのほか、ありませんか。

○6番(山本博士君)

14ページの2款、1項、15目、12節、JR近永駅設計委託料、これ全員協議会の中で、多分構造計算に伴う値段だったかなというふうに思うんですが、そのとき大変斬新な設計資料を見て私もいいなとは思ったんですが、南海トラフ地震が想定される中、ガラス張りだったと思うんですが、その辺は大丈夫なのか、それが1点。

それと、同じページ数、15目の16節、土地購入費、これは多分、寮の土地購入の分だと思うんですが、大変財政支出が多い中、町にまだ使っていない土地もあるので、そこを使ってはどうかという、これも全員協議会で説明はあったんですが、まだちょっと納得いかないので、もう一度説明をお願いするとともに、その中で、もしその土地を購入して駐車場はあるのか。やっぱり部屋数分は、多分15人と言われたので、15ぐらいの車の駐車場は欲しいなというふうに考えておるんですが、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

2款、1項、15目の案件につきまして、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

まず、近永駅の建築といいますか、その分の設計の関係でございますけれども、耐 震関係につきましては、今回この増額計上しましたのは、CLT材を使うということ で考えております。そういったことで、先ほど強固なものにならないのではないかと いう、ガラス張りということですけども、そういったものにつきましても、構造計算 を必要とするため、今回増額をさせていただいておりますので、その点については、 十分注意をしながら設計に入りたいというふうに考えております。

次に、土地購入費で公共の土地を使わない理由、また、駐車場はあるのかというふうなことでございますけれども、今回、行政そして地域、それから高校と一緒に近永賑わい創出事業ということで、町なか再生に取り組ませていただいております。そういった中で、公共用地につきましても、一般質問の中で中山議員のほうから御質問がありましたように、今近永エリアの中では、北宇和病院横の乳児院、広楽荘の跡地、それから近永保育所前の線路と間にある旧警察署官舎跡地、それからアルコール工場跡地というふうな3か所が想定されると思うんですけども、それぞれの場所については、今後、将来、用地活用に何か使われるんじゃないかというふうなことで様々な場所を様々な事業の展開に検討をしておりますので、今回の場所からは除外をさせていただきました。

では、また、なぜ町なかに造るのかというふうなことでございますけれども、町なかに造る理由としては、これまでに近永駅の設計もさせていただいておりますし、企業誘致の建築も今進めさせていただいて、2月末頃には完成する予定です。

それから、アエレールきほくにつきましても、既に開設して、様々な活動に使われておりまして、賑わいの創出になっております。

そこで、今回高校寮と公営塾を町なか再生の核として町なかに造りたいというふうなことで提案をさせていただいておるんですけども、これは高校と地域と行政が連携する施設、それと地域が高校生を見守り育てる環境を構築する施設というふうなことで位置づけをさせていただいております。

また、県外から子どもさん方が来る場合、親として一番心配なのは、そういったちゃんとしたことが、生活ができるのかというふうなことも心配されております。そういった中で、町なかにその施設を建設することで、見守りもできますし、高校生も健全な生活を送るのに、町なかでそういった見守りがあれば、一番最適な場所ではないかというふうなことで、今回両面も考えながら、町の中に施設を建てるということで決めさせていただいて、候補地として挙げさせていただいておりますので、その点は御理解をいただいたらというふうに思います。

また、駐車場につきましては、現在設計については、今回承認をいただかないとちょっと分からないんですけど、仕様書の中でそういった駐車場等についても完備するということで計画をさせていただいております。

以上です。

- ○議長(芝 照雄君)山本議員、よろしいですか。
- ○6番(山本博士君) 了解です。
- ○議長(芝 照雄君) そのほか、質疑ありませんか。
- ○11番(赤松俊二君)

14ページの2款、1項、15目の17節、備品購入費のこの機械器具費の827万5,000円、これについてのサテライトオフィスの備品という説明でございましたが、その詳細、もう少し内容、かなりの金額ですので、もう少しその詳細をお聞きいたします。

それと、17ページ、6款、1項、2目、商工振興費、そこの中の18節、起業チャレンジ支援事業費補助金、これについては、今ほどの説明で、新設の場合の補助金、新設ということでありましたが、この件数、そしてまた内容、場所、どこにどうされるのか、その点。

それと最後に、18ページの7款、3項、2目、砂防費のがけ崩れ防災対策工事請負費2,500万、これについての場所、どこに砂防、がけ防をされるのか、その<math>3点についてお伺いいたします。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

2款、1項、15目、サテライトオフィスの備品購入、それから6款、1項、2目、 起業チャレンジ支援事業費補助金につきましては、企画振興課長が、7款、3項、2 目がけ崩れ防災対策事業の箇所につきましては、建設課長のほうで答弁をいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

まず、備品の関係でございますけれども、827万5,000円の関係は、サテライトオフィス、長山歯科の分の今改修工事分と、それから旧赤松邸で今改修しております分と、今回公営塾の備品として両方合わせた金額でございます。

備品の内容は、公営塾につきましては、生徒さん用のipadを購入することと、 あと事務用品、それからネット開設というか、講師用のパソコン、それから電子機器、 電子黒板、授業をする場合に電子黒板等が必要になりますので、そういったものを公 営塾には取り揃える予定にしております。

それから、サテライトオフィス、オフィスワーケーション施設につきましては、そこは事務もでき、そして夜は寝泊まりができるというふうなことで考えさせていただいておりますので、そういったもろもろの机であったり、椅子であったり、生活必需品であったりというものを全て合わせまして今回の金額になっとるということで御了解いただいたらと思います。

それから、起業チャレンジは、これまでに3件、公募があり、支出をさせていただいております。この起業チャレンジは、新たに鬼北町において企業を起こされる方に対しまして補助をするものでございます。改修費が100万円、それから設備費に50万円というふうな予算を計上させていただいております。今回補正に上げましたのは、今現在希望として4件追加が出ております。そういった形で新たな企業を起こされる方が申込みをされておりますので、そういった方々に対応するために補正予算を計上させていただいて対応するというものでございます。

以上です。

○建設課長(上田 司君)

ただいまのがけ崩れ防災対策工事請負費2,500万に対します施工場所という御質問でしたが、1件は川上古用地区、ここが1件目、もう1件ありまして、上鍵山の巻地区、そこに1件予定しております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

赤松議員、よろしいですか。

○11番(赤松俊二君)

了解です。

○議長(芝 照雄君)

そのほか、ありませんか。

○9番(程内 覺君)

まずはじめに、収入のほうで、10ページの16款、2目、物品売払収入の明細を 教えてください。

それと、14ページの総務費の15目、近永駅周辺賑わい創出事業費の中で、以前に全員協議会で説明はいただいたんですが、土地の購入費999万6,000円の坪単価、また近隣地との整合性をお尋ねします。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

収入におけます物品売却代金につきましては、農林課長が、2款、1項、15目の 土地購入費の部分につきましては、企画振興課長のほうから答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

10ページ、16款、2項、物品売却代金につきましては、林業機器等の使えなくなったものがありましたので、その林業機器等を入札にかけまして販売した価格ということになっております。

以上です。

○企画振興課長(二宮 浩君)

土地購入費でございますけれども、今回購入を予定しております候補地といたしまして、宅地が3筆、畑が2筆でございます。面積が835.49平米でございます。

前回、先月の全員協議会の折に、土地を購入する際の購入費を1,326万1,00 0円で報告をさせていただいたと思いますけれども、今回予算に計上している額は、 999万6,000円でございます。

土地の単価、評価額ということでございますけれども、今回もろもろの鬼北町で最近購入させていただきました土地につきまして、以前土地開発公社で森林組合の土地を買うというふうなことで、そのときにも報告させていただきましたけれども、現在鬼北町が土地を買う場合には、全て評価額で購入をさせていただいております。もろもろ公示価格とか、路線価格とかというふうなものがございますけれども、全てを評価額で購入させていただいておりますので、本年度においては、坪単価はちょっと出しておりませんけれども、宅地、畑ともにそういった評価額で購入させていただいたということでございます。

○議長(芝 照雄君)

よろしいですか。

○9番(程内 覺君)

坪単価、あの辺一帯、普通どれぐらいして、どれぐらいで買われたのか。それで、 近隣地において参考にされると思うので、その辺が高いのか安いのかをちょっと聞き たかったんですが、広さで金額を割れば分かると思いますが。

それと、次いいですか、もう1件。

今、農林課長から答弁いただきましたが、何点の売却なのか分かれば。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

ちょっと休憩をお願いします。

○議長(芝 照雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時33分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長(兵頭誠亀君)

農林課長と企画振興課長のほうから答弁をいたします。

○農林課長(松本秀治君)

販売しましたのが、集材機、あとグラップル付7トンダンプトラック、あとプロセッサー3台でございます。

以上です。

○企画振興課長(二宮 浩君)

この議会の場で坪単価いくらというふうなことではちょっと申し上げにくいんですけど、全体的な価格としては、当然土地評価額のほうが低い状況でございます。あと公示価格、路線価のほうが当然高いわけでございますけども、近隣のあそこの坪単価といいますと、7万から8万になろうかと思いますけれども、評価額をあとは先ほどの金額で面積として計算していただいたら評価額の土地坪単価が出るのではないかというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長(芝 照雄君)

程内議員、よろしいですか。

○9番(程内 覺君)

はい、了解です。

○議長(芝 照雄君)

そのほか、ありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○4番(中山定則君)

議長。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、反対ですか、賛成ですか。

○4番(中山定則君)反対です。

○議長(芝 照雄君)

はい。

○4番(中山定則君)

反対の立場で討論をさせていただきます。

本補正予算には、北宇和高校教育寮整備及び公営塾整備に係る経費が予算化されているためです。

反対の理由としては、愛媛県立北宇和高等学校の受検者の全国募集に伴う学生寮の整備及び学校の魅力向上のための公営塾の整備について、学校の存続と近永駅周辺の 賑わい創出を理由に、鬼北町が整備することに疑問があるからです。

学生寮の整備が必要であれば、学生を募集する愛媛県が、昔あったように、学校内 に学生寮を建築し、管理すべきだと考えるからです。

地元高校の存続を支援することについて反対するものではありません。逆に、支援 すべきだと思いますが、鬼北町が多額の費用をかけて整備、管理することについては、 多くの町民の理解を得にくいのではないかと思います。

また、愛媛県教育委員会は、中学卒業者数が今後も減少することを見込み、複数の 小規模校において分校化や募集停止が危惧されることから、新しく愛媛県県立高校振 興計画を令和2年度から令和4年度にかけて策定し、令和5年度からスタートを目指 すこととしていることから、その動向を見守る必要があるからです。

以上で反対討論を終わります。

- ○議長(芝 照雄君) そのほか、討論はありませんか。
- ○6番(山本博士君) 議長。
- ○議長(芝 照雄君)山本議員、賛成ですか。
- ○6番(山本博士君) 私は賛成です。
- ○議長(芝 照雄君)
- ○6番(山本博士君)

土地購入に関しましては、少し財政支出の多い中、少し疑問はありますが、将来的に生徒の減少により、北宇和高校の存続が危うい、そういった問題であると認識をしております。もし北宇和高校がなくなるようなことがあれば、近永の町は衰退し、火が消えたようになります。また、予土線の利用客も減少し、予土線の存続にもつながっていくのではないかと心配をしております。

そういった負の連鎖が始まっていくのは目に見えており、そのために、できるだけ 早くできることをやっていくのは大切なことではないかと私は思います。

各議員の方々は、鬼北町の将来を見据え、ぜひ賛成していただくようお願いをいた します。

以上です。

- ○9番(程内 覺君) 私も賛成の立場で討論をします。
- ○議長 (芝 照雄君)

程内議員、お待ちください。

反対の討論、誰かありませんか。

(「なし」の声あり)

○9番(程内 覺君)

賛成です。私も最初、先ほど山本議員が言われたように、土地の購入については、 公用地もあるのに、また新たに購入してそこに建てるということは、町民の理解を得 られるかという心配をしておりましたが、町の中に建てるということで、賑わい創出 にもつながることだと思いますし、やはり北宇和高校の存続に向けても大事なことで あると思いますので、また、積極的に行政も私はそういったことには加担していくべきだと考えております。

そして、近永周辺が、もちろんよくなり、郡部もよくなることを願っておりますので賛成します。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

そのほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

以上で討論を終わります。

これから議案第99号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)についてを 採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに反対の方の起立を願います。

反対者の起立を願います。

(起 立 少 数)

○議長(芝 照雄君)

起立少数です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第100号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第100号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、償還金、一般会計繰出金等を増額補正し、歳入につきまして は、財政調整基金繰入金を追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ109万3,000円を追加し、予算の総額を14億396万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長 (那須周造君)

それでは、議案第100号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧いただきたいと思 います。

6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、9万3,000円減額するもので、 これは国保データベースシステムの保険事業支援ツールを愛媛県国民健康保険団体連 合会独自で購入をして予算を計上していた購入負担金が不要となったため、今回補正 をするものでございます。

次に、9款、1項、3目、償還金は、88万3,000円増額するもので、これは 国民健康保険療養給付費等負担金などの事業費が確定及び変更したことによる交付超 過分を返還するため、増額したものでございます。

同款、3項、1目、一般会計繰出金は、30万3,000円増額するもので、これは国民健康保険保険基盤安定負担金算定に係る算出額について、10月20日時点における賦課期日情報に基づいて算定すべきものを、本算定期日現在7月1日で算出していたため、過大に負担金の交付を受けていたことが判明をいたしまして、その交付超過分を今回返還するため、増額をしたものでございます。なお、返還金については、一般会計3款、1項、1目、社会福祉総務費の22節に負担金等超過交付返納金として町負担分を控除した22万7,000円を予算計上いたしております。

続きまして、歳入予算について御説明をいたしますので、5ページをご覧いただき たいと思います。

6款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、109万3,000円増額するもので、 収支決算見込みによる調整で、不足する財源を国民健康保険事業財政調整基金を取り 崩し、事業費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第100号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第12、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件から、日程第1 5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題 としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第12、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続審査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が 実施できるよう、所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員

長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出 のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定いたしました。

日程第16、議案第101号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第16、議案第101号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和3年人事院勧告に基づく国の指定職俸給表の適用を受ける職員の給与改定及び 愛媛県特別職の職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきまして、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○総務財政課長補佐(奥藤幸利君)

追加議案書の2ページをお開きください。

令和3年11月30日の改正では、人事院勧告に基づく一般職員の給与改定に準じて行っておりましたが、今回の改正は、国の指定職俸給表の適用を受ける職員の給与改定及び愛媛県特別職の職員の給与改定に準じて改定を行うため、令和3年11月30日に、100分の15を引き下げた鬼北町議会議員の期末手当を、今回100分の5引上げ、100分の10引き下げに改正するものです。

本日、配付した別紙資料の新旧対照表で説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第6条の期末手当について、第2項中、傍線で示す現行「100 分の152.5」を100分の5引上げ、「100分の157.5」とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正は、今回の改定率を適用し、令和4年から 6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第6条第2項中、傍線の現行「1 00分の157.5」を「100分の162.5」とするものです。

追加の議案書2ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和3年12 月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

これから議案第101号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正 する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第102号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、議案第102号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

令和3年人事院勧告に基づく国の指定職俸給表の適用を受ける職員の給与改定及び 愛媛県特別職の職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。 詳細につきましては、総務財政課課長補佐が説明いたしますので、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○総務財政課長補佐 (奥藤幸利君)

追加議案書4ページをお開きください。

令和3年11月30日の改正では、人事院勧告に基づく一般職員の給与改定に準じて行っておりましたが、今回の改正は、国の指定職俸給表の適用を受ける職員の給与改定及び愛媛県特別職の職員の給与改定に準じて改定を行うため、令和3年11月30日に、100分の15引き下げた鬼北町特別職、町長、副町長、教育長の期末手当を、今回100分の5引上げ、100分の10引き下げに改正するものです。

本日、配付しました資料の新旧対照表で説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第4条の期末手当について、第2項中、傍線で示す現行「100 分の152.5」を100分の5引上げ、「100分の157.5」とするものです。

2ページにまいりまして、第2条の改正は、今回の改定率を適用し、令和4年から 6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第4条第2項中、傍線の現行「1 00分の157.5」を「100分の162.5」とするものです。

追加の議案書4ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和3年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第102号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の 一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和3年第4回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました議案8件につきまして、 それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり可決いただきましたこと、誠にありが とうございました。

今回の定例会において議決いただきました予算等につきまして、本日いただいた御 意見を尊重しながら、適切かつ慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、議員 各位におかれましては、今後とも引き続き、御指導、御協力をいただきますようお願 い申し上げます。

最後に、今年1年間における行政運営への多大な御尽力、深く感謝申し上げます。 すてきな年の瀬、お正月をお迎えください。

これをもちまして、令和3年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(芝 照雄君)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長(赤松俊二君)

起立。

礼。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員(3番)

鬼北町議会議員(4番)